

【公開用】 平成28年 第8回教育委員会（臨時会）会議録

※秘密会議の決定があった議案審議、及び審議内容によって個人等が特定される恐れがある発言内容は公開していません。

期日：平成28年7月2日（土）

開会：午前8時50分

閉会：午前9時00分

場所：松島総合センター「アロマ」会議室

1. 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 報告（上天草市教育委員会委員の任命について）

日程第3 教育委員長選挙

日程第4 教育委員長職務代理者の指定について

日程第5 議案第49号 専決処分報告並びにその承認を求めることについて

2. 出席委員

山下勝一（委員）、古川佐奈江（委員）、栢本修吾（委員）、藤本敏明（教育長）

3. 欠席委員

田中久美子（委員）

4. 議場に出席した者

舛本伸弘（教育部長）、中文近（学務課長）、中田清治（社会教育課長）、福嶋光浩（審議員）、松尾伸之（学務課長補佐）、原田和久（社会教育課長補佐）

5. 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項  
以下のとおり

開会 午前8時50分

○委員（古川佐奈江君） 皆さんこんにちは。本日の会議は、任期満了に伴う委員の改任により、委員長及び委員長職務代理者が不在でありますので、委員長が選挙されるまでの間、私が会議の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成28年第8回上天草市教育委員会臨時会を開会いたします。会議日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員（古川佐奈江君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に栢本委員及び松尾学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

## 日程第2 報告（上天草市教育委員会委員の任命について）

- 委員（古川佐奈江君） 次に日程第2。報告、上天草市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 教育部長（舛本伸弘君） 6月の第2回上天草市議会定例会において、山下勝一教育委員及び楢本修吾教育委員の任命について同意がされ、本日任命されました。任期は、山下委員が本日から4年間、楢本委員が本日から1年間でございます。なお、辞令書は、本会議終了後、市長から交付されます。以上で報告を終わります。
- 委員（古川佐奈江君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。ここでお二人の委員に、自己紹介を含めて、ごあいさつをいただきたいと思います。始めに、再任された山下委員お願いします。
- 委員（山下勝一君） おはようございます。今回2期目の教育委員をおおせつかる事となりました、姫戸町の山下と申します。私も3年間任期途中ではありましたが、どうにか教育委員会の組織とか内容とかが少しずつ分かってきて、最近は教育委員会に出席するのが非常に楽しくなってきたところもございます。教育にかかわるいろいろな部分について、上天草市の教育内容がより一層充実できるように微力ながら頑張りたいと思います。どうぞ今期もよろしくお願い申し上げます。  
次に、楢本委員お願いします。
- 委員（楢本修吾君） おはようございます。松島町の楢本です。学習塾を経営しております。実は父が教職で、兄夫婦も教職でありましたので教育に興味がありまして、自分も塾を営む事になりました。子どもたちの将来のことを考えますと、委員に任命いただき、今は自分にできる精一杯のことを勉強し、努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- 委員（古川佐奈江君） ありがとうございます。

## 日程第3 教育委員長の選挙

- 委員（古川佐奈江君） 次に、日程第3。教育委員長の選挙についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（中文近君） 日程第3。教育委員長の選挙についてご説明をいたします。教育委員の改任に伴い、委員長が不在となっております。このため、平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」附則第2条第2項の規定による経過措置により、改正前の同法第12条第1項の規定に基づき、教育委員長の選挙を行うものでございます。選挙の方法につきましては、「上天草市教育委員会会議規則第1条」の規定に基づき、無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とすることと致します。以上で説明を終わります。
- 委員（古川佐奈江君） 以上で事務局からの説明が終わりました、委員さんからなにか質疑はございませんか。それでは、ただいま説明があったとおり、改正前の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項」及び「上天草市教育委員会会議規則第1条」の規定に基づき、委員長の選挙を行います。事務局で選挙の準備をお願いします。

### 〔投票用紙配布〕

- 学務課長補佐（松尾伸之君） まず、投票箱が空ということをご確認ください。投票用紙の記入が終わりましたら、こちらの投票箱に投票をお願いします。

### [各委員投票]

- 委員（古川佐奈江君） それでは、事務局より結果を報告願います。
- 学務課長（中文近君） 申し上げます。山下勝一様、3票。古川佐奈江様、1票です。
- 委員（古川佐奈江君） 選挙の結果、山下委員が最多数を得られましたので、山下委員を委員長と決定いたします。決定することにご異議はございませんでしょうか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 委員（古川佐奈江君） それでは、委員長が決定しましたので、ここで、会議の進行役を交代したいと思います。ありがとうございました。

### [委員長あいさつ]

- 委員長（山下勝一君） まず初めに、ごあいさつを申し上げます。只今、上天草市教育委員長という職務をおおせつかりました。前委員長は非常に素晴らしい優秀な方でしたので、浅学で無知な私にとっては、非常に任の重い役職かと存じます。ただ本日任命されました、枡本委員をはじめ、古川委員ならびに田中委員と素晴らしい方々がいらっしゃいますので、是非お支えいただきまして、委員長の職務を全うしたいと思います。そして上天草市教育委員会ならびに教育行政がますます発展して、良い方向に教育が向かうように、皆様にご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 日程第4 委員長職務代理者の指定について

- 委員長（山下勝一君） それでは、日程第4。委員長職務代理者の指定についてを議題といたします。このことについて、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（中文近君） 日程第4、委員長職務代理者の指定についてご説明いたします。教育委員の改任に伴い、教育委員長職務代理者が不在となっております。このため、平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」附則第2条第2項の規定による経過措置により、改正前の同法第12条第4項の規定に基づき教育委員長の職務代理者を指定するものです。教育委員長職務代理者については、「上天草市教育委員会会議規則 附則第2」により、改正前の「上天草市教育委員会会議規則」が適用され、同規則第2条に「委員長が事故あるとき、又はかけたときは、前任の委員が委員長の職務を代理する」とされています。現委員の中で前任の委員は、古川委員でございます。以上で説明を終わります。
- 委員長（山下勝一君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。委員さんから、なにか質疑はございませんか。ただ今、事務局からの説明がありましたとおり、前任の委員ということでございますので、古川委員を委員長職務代理者に指定したいと思いますのですが、各委員の皆さんご異議ございませんか。  
[「異議ありません」という声あり]
- 委員長（山下勝一君） ご異議なしと認め、古川委員を委員長職務代理者に指定することに決定いたしました。古川委員、承諾していただけますでしょうか。
- 委員（古川佐奈江君） はい、よろしく申し上げます。
- 委員長（山下勝一君） それでは、古川委員、一言ごあいさつをお願いします。

### [委員長職務代理者あいさつ]

- 委員（古川佐奈江君） おはようございます。本日よりまた新しい委員会となりましたけれど

も、私も長いものとなりましたが、偏見を持たず平等に見る、そのことの心構えは変わっておりません、皆様と共にお力をいただきながら、公平な眼差しで子どもたちに接していきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

日程第5 議案第49号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○委員長（山下勝一君） ありがとうございます。次に、日程第5。議案第49号専決処分の報告並びにその承認を求めることについてを議題といたします。

この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（中田清治君） はい、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第49号専決処分の報告並びにその承認を求めることについて説明いたします。平成28年度途中における社会教育委員の解嘱について、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し承認を求める。平成28年7月2日提出、上天草市教育委員会教育長、藤本敏明。専決第8号、社会教育委員の解嘱について、社会教育法第15条第2項の規定に基づき、委嘱していた社会教育委員を、次のとおり解嘱するものとする。平成28年6月24日専決、上天草市教育委員会教育長、藤本敏明。解嘱するものの氏名・住所等は、記載のとおりであります。解嘱日は、平成28年6月23日であります。提案理由といたしまして、本人の申し出により社会教育委員を解嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があるが、緊急を要し委員会の会議に付するいとまがないため、上天草市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（山下勝一君） 以上で事務局からの説明が終わりましたが、委員から質疑等ございませんか。

○委員（古川佐奈江君） 現在、社会教育委員が1名欠員の状態ですが、そのことで影響はありますか。また、新しい委員はいつごろ任命されるのかご説明願います

○委員長（山下勝一君） 中田社会教育課長。

○社会教育課長（中田清治君） はい、社会教育委員は10人で、今回1人の欠員で9人となっております。今回は急々な案件でしたので、後任を選ぶ期間が無かったため、次回の社会教育委員会の会議までには選任し、教育委員会にお諮りし後任をお願いする予定です。なお、9人の委員がいらっしゃいますので支障はないと考えます。

○委員長（山下勝一君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんからなにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第49号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） 異議なしと認めます。よって本案はご審議いただきましたとおり承認することに決定いたしました。以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成28年第8回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

閉会 午前9時05分